

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県が行った業務委託契約について	警察業務	警察本部	警務部会計課	<p>停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 原付免許取得時講習業務委託 更新時講習業務委託 更新情報提供業務委託 免許関係事務委託</p> <p>・随意契約方式採用の正当性について 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3は、本件各業務委託を外部委託「できる」こと、および、その委託先は「講習を行うのに、又は委託先として必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する」者であることを規定しているにすぎない。 愛媛県は本件各委託業務について、漫然、随意契約の方式を採用するとともに、長期継続的に(社)愛媛県交通安全協会に対し業務委託を継続しているのである。このような事態は、地方自治法の法意に反する事態が惹起されている。また、潜在的な競争市場があるにもかかわらず、随意契約の方式を採用することによって、事実上、行政庁による不当な取引制限、ないし、参入障壁の確立と同視できる事態が惹起されている。したがって、愛媛県は地方自治法および独占禁止法の法意を尊重し、本件随意契約の方式を採用し続けることが正当であるのか否かについて再検討するとともに、当該市場を開放する方策を採用すべきである。</p>	<p>停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 更新時講習業務委託 これらの講習に係る業務については、平成22年度以降において、現行の1社随意契約から一般競争入札による委託契約に移行することとして必要な準備を進めている。</p>
						<p>原付免許取得時講習業務委託 原付免許取得時講習については、県民の利便性を確保するため、現在の実施要領(免許センター及び一部警察署での実施)と同等の利便性を維持した上で、平成22年度以降に1社随意契約から一般競争入札による契約に移行することとして準備を進めている。</p>	
						<p>更新情報提供業務委託 更新情報提供業務については、平成19年6月末で従前の事務委託契約(随意契約)を解除し、同年7月以降は一般競争入札による委託契約を行っている。</p>	
						<p>免許関係事務委託 免許関係事務(更新、新規免許交付、再交付)における申請受け、適性検査、写真撮影、免許証作成及び免許証交付事務について、平成22年度中に一般競争入札による契約を行うべく、仕様書の作成等の準備を進めている。</p>	
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	生活相談(相談・啓発・研修の実施)	県民環境部	人権対策課	<p>愛媛県においての同和対策事業は昭和36年に設立された県内唯一の育成指導団体である愛媛県人権対策協議会によるところが大きい。只、県の財政が厳しいことや時代の変遷とともに過去におけるような差別等が減少し、又このテーマに対する住民の関心も過去と比べると少なくなってきたこと、民間の各種団体も増えていること等もあり、今後のあり方、手法等について再検討するときにきていると思われる。</p>	<p>県では国や市町と連携して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発に取り組んでいる。 愛媛県人権対策協議会は、県下各地域に支部をもつ全県的な組織であることから県民に対する啓発を効果的に行うことができ、また近年、研修会等において北朝鮮による拉致問題、ハンセン病問題等に取り組んでいるNPO法人等の関係者を講師に招くなど、各種団体と連携しながら人権啓発活動を行っており、当面、本事業については愛媛県人権対策協議会に委託することとしたい。</p>
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	キジ生産事業委託	県民環境部	自然保護課	<p>社団法人愛媛県猟友会が、21の支部をもち、3,851人の会員の組織であるが、事務局は1人のみであるから、その実態は、単なる狩猟者の集まり的な組織であると推察できる。キジ生産は何名かの専門家によってなされるのであって松山市大手町一丁目の猟友会ですらその指揮がとられることはないと思われる。即ち、大手町の猟友会本部があってはじめて生産管理が可能ということはないと推察される。従って、特定の専門家が実質的に生産に従事しているのであれば、その専門家と直接委託する方法を検討する方がコスト減にもつながると思われるし、不透明な部分を減少させることにもなると思われる。</p>	<p>キジ生産施設のあり方については、県施設の老朽化による維持補修費等の増大や県の放鳥キジ羽数の大幅な減少等により、県が生産施設を所有する必要性が少なくなったことから、県猟友会と生産施設について協議した結果、平成20年3月、施設敷地の所有者である猟友会に県施設を全て払い下げた。 また、生産方法については、従来、県が、生産過程における不測の事態の補償能力等を勘案して、県猟友会にキジを生産させていた生産委託の方法から、キジの調達から放鳥までを一括委託する方法に変更した。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県 の行った業務 委託契約に ついて	社会福祉施 設の管理・運 営	保健福祉 部	障害福祉 課	今回の包括外部監査にて県の各種委託業務について従前に1者随意契約としていたものでもその業務を見直し、できる限り一般競争入札とすべきという見解を示しているが、県は社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団の再委託先選定過程等について現地調査を実施し、又現地で再委託に関する書類を確認するなどして事業団においてもこれを踏襲するよう指導していただきたい。	事業団の経理規定に基づき適正に執行している。(100万円以上は一般競争入札。100万円未満は随意契約(基本的に3者随意契約))
H18	意見	愛媛県 の行った業務 委託契約に ついて	社会福祉施 設の管理・運 営	保健福祉 部	障害福祉 課	委託業務の執行状況の検証について 指定管理者制度によってその管理運営を社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団が行っているものについても、当然その管理をまかせっきりにするのではなく、執行状況を検証することが必要である。現在の期末検査という体制以外に、各施設においてその管理に利用している各マニュアルを再チェックし、又その運用状態を検討すること、即ち管理が安全に、効率的になされるマニュアルをもって、それが有効に働いているかどうか、システムが機能しているかどうかを是非とも検討していただきたい。	毎月の月次報告書及び年度終了後の事業報告書において運用状況を詳細に確認するとともに、毎年検証シートを作成し、執行状況の検証を行っている。
H18	意見	愛媛県 の行った業務 委託契約に ついて	愛媛国際貿 易センター管 理運営業務 委託	経済労働 部	産業政策 課	指定管理者の募集・審査基準について 指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正な競争市場と公平性が保証されているように見える。しかしながら、この審査項目内に「類似施設の管理運営実績があるか」という基準が存在する。各審査員が定量的に評価して比較するという手法が候補者選定過程の説明責任を果たすために採用されていることを考えると、確かに審査項目の一つではあるが、評価する審査員がどのようにとらえるか、例えば「同規模の大きさの公共施設の管理運営実績」と解釈するならば、この項目についての評価は、通常の民間業者は基本不利になるであろう。民間活力導入という指定管理者制度の趣旨からしても必要だったかどうかという論点はあることを言っておきたい。	審査項目の一つである「類似施設の管理運営実績があるか」については、「法人等の実績」という視点から判断するうえで、必要なものとして、平成20年度の行った公募においても「同規模の大きさの公共施設の管理運営実績」を求める趣旨ではないということを踏まえた上で、審査項目に含めたところである。
H18	意見	愛媛県 の行った業務 委託契約に ついて	愛媛国際貿 易センター管 理運営業務 委託	経済労働 部	産業政策 課	審査会における審査について 審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにもよったのではないかと。指定管理者制度というものの意図からしてこれを強く感じるのだからいかにあろうか。	平成20年度の公募においては、現指定管理者からしか申請がなかったことから、行政システム改革課が、平成20年3月に策定した「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、審査会での選定は省略したが、今後、複数の申請者があった場合には、申請者に対して、審査会で出された意見や評価等をそれぞれ認知していただく機会を設けることとしたい。
H18	意見	愛媛県 の行った業務 委託契約に ついて	愛媛国際貿 易センター管 理運営業務 委託	経済労働 部	産業政策 課	事業継続の正当性と利用実態について 愛媛県は、当アイテム愛媛をFAZという名目の民間事業者、イベント開催者等の関係者等に対する貢献はしていても、広く住民、県民の福祉増進に寄与しているとはいえない状況にあると思われる。現状の利用形態をもう少し県民、住民視点を増やす方向を検討してはどうだろうか。愛媛県は、本来目的である国際交流促進のための利用と、これによる住民の福祉向上に貢献すべきことを、指定管理者に対して指示・指導すべきである。	平成20年度の公募においては、指定管理者に対し、国際経済交流促進のために必要と認める事業を行うことを義務付け、施設の主たる目的である「貿易の振興を通じた経済及び文化の国際交流の促進」に資することとしたところであり、今後も、これらを通じて、住民の福祉向上について、なお一層の充実が図られるよう努めていきたい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛国際貿易センター管理運営業務委託	経済労働部	産業政策課	大規模修繕計画とその必要性について 修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながる。地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。早急に、具体的詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要があると思われる。	施設整備後10年以上が経過し、今後、より長期的な観点からの修繕計画の必要性は高いが、財政状況が厳しい中、長期的な修繕計画の実施には大きな困難が予想されることから、今後も、最小の経費で、最大の効果が得られるよう、指定管理者と連絡を密にしながら、必要な修繕を行っていきたい。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	テクノプラザ愛媛管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	指定管理者の募集・審査基準について 指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正な競争市場と公平性が保証されているように見える。しかしながら、この審査項目内に「類似施設の管理運営実績がある」という要件は、審査員である評点者の解釈によって他の同じような公的施設の管理運営経験のない民間業者が不利な評点を受ける可能性を持ち合わせている。民間業者にそのような規模の公的施設の管理運営経験を求めるのは無理があるからである。次回以降、工夫が必要である。	審査員に対する説明において、「他の同じような公的施設の管理運営経験」を求める意図は全くない旨を説明することで対応する予定であったが、今回の募集(20年度の指定管理者の更新)では申請者が1団体のみであり、点数評価・審査会による審査が実施されなかったことから、実際の対応は無かった。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	テクノプラザ愛媛管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	審査会における審査について 審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにあってもよかったのではないかと、指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのかもしれない。	申請者に対して、審査会で出された意見や評価等をそれぞれに認知する機会を設ける予定であったが、今回の募集(20年度の指定管理者の更新)にあたっては、申請者が1団体のみであり、審査の結果、適当とされたため、実際の対応は無かった。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	テクノプラザ愛媛管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	テクノプラザ愛媛の設置目的、その事業継続の正当性と現状について 本来魅力あるべき「インキュベート・ルーム」について、4室の空室が生じている。又年間7,300万円の支出を正当化することは、相当に困難であることとなる。施設があること、それを維持しなくてはならないことを主たる契機として、愛媛県は継続的に維持費を支出することを余儀なくされているように考えざるを得ない。しかもこの額は、大規模修繕費、減価償却費や金利は加味されていない数値である。 したがって、愛媛県はあらためて住民福祉の向上という基本目的に対する投下資金額の必要性、正当性、相当性を検討する必要がある。施設を造ったから当然のごとく、指定管理者制度によって外部委託するのではなく、まず外部委託の前提である施設継続の必要性それ自体について検討すべきである。	行政システム改革課において、外部委員による「公の施設のあり方検討部会」で施設の存廃等も含めたあり方について検討中である。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	テクノプラザ愛媛管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	大規模修繕計画とその必要性について 修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながる。地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。愛媛県は早急に、具体的詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要がある。	財政状況が厳しい中、長期的な修繕計画の実施は困難であるほか、行政システム改革課において、外部委員による「公の施設のあり方検討部会」で施設の存廃等も含めたあり方について検討中であることも踏まえ、施設を適切に維持管理できるよう、指定管理者との連携の下、必要度の高い修繕に絞り込んで適宜、実施していく。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛県産業情報センター管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	<p>指定管理者の募集・審査基準について 指定管理者の募集・審査基準は13項目用意されており事前に公開されているので、公正な競争市場と公平性が保証されているように見える。しかしながら、この審査項目内に「類似施設の管理運営実績がある」という要件は、審査員である評点者の解釈によって他の同じような公的施設の管理運営経験のない民間業者が不利な評点を受ける可能性を持ち合わせている。民間業者にそのような規模の公共施設の管理運営経験を求めるのは無理があるからである。次回以降、工夫が必要である。</p>	<p>審査員に対する説明において、「他の同じような公的施設の管理運営経験」を求める意図は全くない旨を説明することで対応する予定であったが、今回の募集(20年度の指定管理者の更新)では申請者が1団体のみであり、点数評価・審査会による審査が実施されなかったことから、実際の対応は無かった。</p>
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛県産業情報センター管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	<p>審査会における審査について 審査会の審議の内容は詳しくは明らかにされていないが、プレゼン内容等は公開されている。只、議論の過程やどれくらいの時間を割いたか、さらには指定管理者の候補者に、どこが欠けているのか、どこが良いのかといった点を認知してもらい再チャレンジの意欲を湧かせる工夫と透明性がさらにもよったのではないかと、指定管理者制度というものの法意からしてこれを強く感じるのだからであろうか。</p>	<p>申請者に対して、審査会で出された意見や評価等をそれぞれに認知する機会を設ける予定であったが、今回の募集(20年度の指定管理者の更新)にあたっては、申請者が1団体のみであり、審査の結果、適当とされたため、実際の対応は無かった。</p>
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛県産業情報センター管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	<p>愛媛県産業情報センターの設置目的、その事業継続の正当性と現状について 現状をみれば、「愛媛県産業情報センター」という施設を施設管理費として3千万円、ネットワーク管理として7千万円の計1億円の支出をしながらか提供することが上記目的に対して有効的なものとして効果的に作用しているのかどうか、このテーマは常に意識していただきたい。又指定管理者にも意識していただきたい施設を造ったから当然のごとく、指定管理者制度によって外部委託するのではなく、まず外部委託の前提である施設継続の必要性それ自体について検討すべきである。</p>	<p>行政システム改革課において、外部委員による「公の施設のあり方検討部会」で施設の存廃等も含めたあり方について検討中である。</p>
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	愛媛県産業情報センター管理運営業務委託	経済労働部	産業創出課	<p>大規模修繕計画とその必要性について 修繕計画を具体的に用意せずに時を経過することは、将来のより高コストの修繕費用を招聘することにつながるから、地方自治法第2条14項が規定する「最少経費・最大効果」義務に反することになる。すなわち、修繕計画を具体的に樹立・実行しないという不作為による地方自治法第2条14項の事態が惹起されていることになるのである。愛媛県は早急に、具体的な詳細に修繕計画を樹立するとともに、実施していく体制を確立する必要がある。</p>	<p>財政状況が厳しい中、長期的な修繕計画の実施は困難であるほか、行政システム改革課において、外部委員による「公の施設のあり方検討部会」で施設の存廃等も含めたあり方について検討中であることも踏まえ、施設を適切に維持管理できるよう、指定管理者との連携の下、必要度の高い修繕に絞り込んで適宜、実施していく。</p>
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	海保菰(17委)第101号離岸堤設計業務	農林水産部	農地整備課	<p>工事の契約は原則は一般競争入札であるが、県は、地方自治法施行令第167条第1項第1号の「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」として指名競争とした理由を挙げているが、説得力がない。業務の施工実績等を具体的な理由として出すのであれば、指名競争入札に参加できるとしたものについてその実績を示すとともに、参加者から除外したものについても、ほとんど実績がない等、透明性のある根拠があって然るべきである。このような方法は所謂「談合」を積極的ではないにしても助長する要因になりかねないと思う。 その意味で現在県は、このような設計委託業務等について工事と同様の一般競争入札ができるよう参加資格等の条件整備をしているとのことである。早期に対処される必要がある。</p>	<p>設計委託については、その内容の優劣が建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、工事の工期、環境への影響、施設の性能、利用者の満足度、耐久性等の品質の良否に大きく影響するため、業者の実績や能力等の技術力を適正に評価するためには、工事と同様に企業の経営審査や工事成績評定等を実施する必要があるが、現在このような制度は確立しておらず、現時点での実施は困難である。 なお、委託業務については、多様な入札制度を現在土木部において試行中である。(土木部協議済み)</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	経育山(17委)第102号用水施設測量設計業務	農林水産部	農地整備課	指名競争入札の合理性についての疑問 工事の契約は原則は一般競争入札であるが、県は、地方自治法施行令第167条第1項第1号の「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」として指名競争とした理由を挙げているが、説得力がない。その意味で現在県は、このような設計委託業務等について工事と同様の一般競争入札ができるよう参加資格等の条件整備をしているとのことである。早期に対処される必要がある。	設計委託については、その内容の優劣が建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、工事の工期、環境への影響、施設の性能、利用者の満足度、耐久性等の品質の良否に大きく影響するため、業者の実績や能力等の技術力を適正に評価するためには、工事と同様に企業の経営審査や工事成績評価等を実施する必要があるが、現在このような制度は確立しておらず、現時点での実施は困難である。 なお、委託業務については、多様な入札制度を現在土木部において試行中である。(土木部協議済み)
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	JR四国橋梁改良工事	土木部	河川課	工事に関する情報についての透明性について この種の工事は全国の自治体とJR各社との間で行われ、JRが旧国鉄時代からの延長線上で情報提供に不十分さがあることは推定できる。しかしながら、やはり当該工事の出発点は終局的には住民負担で工事がなされ、県が公共工事として99%負担で河川管理者として工事を行っているわけであるから、再委託の内容も含めて工事施工が適正価額で行われたか等々についての情報提供を他の工事と同レベルまで引き上げる努力をすべきである。(なお国土交通省から各県に対して河川管理者として鉄道事業者が行う工事についてその費用等の透明性確保のための働きかけを要請する通知がきている。)	JR四国に対し、平成19年10月22日に、工事に関する透明性を確保するための資料提供について申し入れを行うとともに、国土交通省に対し、平成19年12月4日の国及び四県の河川担当部局が集まる会議で、各県の連携について協議し、国による働きかけを要望した。 JR四国からは、平成21年1月20日に、JR各社の担当部署による連絡会議の結果について報告があり、工事に関する透明性については、「公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」(案)が策定されたので、これに従い協定締結時に事業の内容、工程、負担額を、また、実施状況については、業者との契約内容、出来形等に関する資料を提出したい。なお、工事費等の算出に関する資料については、社外秘であることから提出できないとの回答であった。 また、国土交通省からも各県に対し「公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」により運用するよう通知があった。 これにより、資料提供に関して一定の改善がなされたが、直ちにこれ以上の資料提供は困難と思われる。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	JR四国橋梁改良工事	土木部	河川課	協定書について 協定書における「工事の施行に伴う損害は、乙(JR四国)の責めに帰する場合は除き甲(愛媛県)の負担とし、工事費として処理するものとする。」という規定はおそらく他の都道府県等とJR各社の間においても同様なのではあるが、又この条項が実務的、具体的にどのような適用のされ方となるかの解釈もあるが、愛媛県がJR四国の帰責性を主張立証しない限り、愛媛県が全損害を負担することになる可能性を否定はできない面も想定され、この条項の実務的ケースを想定した解釈を確認しておかれる必要があると思われるということはいえると思われる。	JR四国に対し、平成19年10月22日に、協定書の「損害の負担」状況における、県とJR四国の責任に関する実務的な解釈について、見解を明らかにするよう申し入れるとともに、国土交通省に対し、平成19年12月4日の国及び四県の河川担当部局が集まる会議で、各県の連携について協議し、国による働きかけを要望した。 JR四国からは、平成21年1月20日に、責任の所在については、被害の状況に応じ個々に協議すべきと考えており、必要な資料については全て提供するとの回答であった。 これにより、JRから責任の所在を明らかにするための資料が提供されるよう改善された。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	医事会計・宿日直業務委託	公営企業管理局	県立病院課	愛媛県は、各県立病院の医事会計業務等について、随意契約方式を採用している。確かに委託業者選考審査会により、随意契約の一種であるプロポーザル方式により選考され、結果として、3業者が6病院を2箇所ずつ受託している。しかしながら、各病院が採用する「理由」を検討したところ、当該「理由」は、競争入札に適さない場合と認めるだけの「性質」(地方自治法施行令第167条の2)を根拠づけるものではないと判断した。 すなわち、本件業務委託について随意契約方式を採用することは、地方自治法第234条2項および地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすとはいえないと思われる。したがって、愛媛県は早急に随意契約方式を取りやめ、一般競争入札方式を採用すべきと考える。	各県立病院の医事会計業務については、平成21年度の委託から一般競争入札方式により落札した業者に委託している。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	自動車保管場所証明事務	警察本部	警務部会計課	本件業務委託について、規制改革・民間開放推進会議による答申や内部通達は、一般競争入札によるべきことを示唆している。すなわち、随意契約の方式を採用すべき特段の事情や性質がないことが明示されている。だが、愛媛県は漫然、随意契約の方式を採用している。これは地方自治法第234条に違反する事態であるとともに、社会動向に背をむけるものである。早急に一般競争入札の方式に移行すべきである。	自動車保管場所現地調査事務の委託については、平成19年度の契約から、一般競争入札により委託業者を決定している。
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	道路使用許可調査業務	警察本部	警務部会計課	愛媛県は、今後、社団法人愛媛県交通安全協会を都道府県センターとして指定するのであるならば、その過程と正当性を明らかにすべきであろう。	都道府県交通安全活動推進センターは、道路交通法第108条の31第1項の規定により、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、同条第2項各号に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められる事業者として、その申出に基づき、都道府県に一を限って愛媛県公安委員会が指定しており、愛媛県では社団法人愛媛県交通安全協会が指定されているものである。 当該指定手続は、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年3月6日国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条(指定の申請)及び第1条の2(指定の基準)等に基づいて厳正に行われている。 また、規則に定められている事業報告や収支予算書の提出は毎年度遅滞なく行われているほか、事業推進上の問題点等は認められず、他に指定の申請を行う者がいない現状も踏まえて、指定を解除する理由は見当たらない。
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	パーキングチケット発給手数料収納及び管理業務	警察本部	警務部会計課	パーキングチケット発給設備は、新500円硬貨および新1000円札に対応されておらず、利用者は100円硬貨しか利用できない状態のまま運用されている。利用者の立場に立った対応がなされていないことは不適切であり、県は、早急に対応をする義務がある。費用は、利用者が支払っている利用料で十分賄えているはずである。	パーキングチケット発給設備は県内に21基設置されているが、平成20年度に2基更新したほか、平成21年度当初で2基を更新し、さらに残り17基については、平成21年度6月補正で予算措置し、すべての発給設備の更新を完了し、新500円硬貨及び新1000円札への対応を可能としている。
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	交通管制センター信号制御下位装置ほか整備工事	警察本部	警務部会計課	本件における低入札の理由は通常の経営努力の中でのものである。本件において、調査基準価格を下回る適切な理由について低入札価格審査会が設置されている以上、審査会において、より突っ込んだ調査、検討が行われてもよかつたのではないかと。	低入札価格調査制度は、ダンピング受注による公正取引秩序の阻害、工事の手抜き、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等の弊害を未然に防止するために設けられているものであり、調査基準価格未満の入札があった場合には、契約内容に適合した履行が可能かどうかを調査した上で落札決定することとしている。 本件については、警察本部において入札者からの事情聴取等により必要な調査を行い、これに基づいて作成した審査資料を低入札価格審査会に提出し、その十分な審査を経て、同審査会委員長から「契約内容に適合した履行が可能であり、契約締結に問題はない」との審査結果を受けたものである。
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	交通管制センター信号制御下位装置ほか整備工事	警察本部	警務部会計課	もし調査基準価格を下回る理由が、本件のように一般論的理由によるものであれば、調査基準価格として県が今、算出している数字が県の言われる意味、即ち「業者にとって正常利潤もとれない原価そのもの」であるかどうか、再検討する余地があると思われる。	調査基準価格については、愛媛県会計規則第133条の2第1項に基づき算定基準が定められており、土木工事については、国と同等の基準となっている。 なお、当該基準については、必要に応じて見直しされているものである。
H18	意見	愛媛県の行った業務委託契約について	地図検索システム・データ更新業務	警察本部	警務部会計課	この種のシステムのデータ更新ということについてはよくみられる業務である。業者の見積単価を参考にしているのみでなく、警察本部としてこの種の作業コスト、単価を調査して予定価格を積み上げ計算し、価格交渉をできるように努力すべきである。	次回更新時においては、業者からの見積りを参考としつつ、人件費をはじめとするデータ更新に係る経費について市況を調査するとともに、他県警の状況等も参考にして適正な予定価格を積算することとしたい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	昭和30年代の暮らし展示事業	教育委員会	生涯学習課	予定価格の算出及び入札に関する手順であるが、予定価格の算出は、財団法人日本宝くじ協会への助成申請時に同業者見積もりをとっており積算参考としている。その見積書をとったところと落札業者は同一である。ここで、入札の前の段階で指名業者を実施要領と基本設計図書を添付して通知しているのが、基本設計図書の作成については、地元業者に無料で依頼し、その後これを基にして県としての基本設計図書を作成し入札に望んでいる。このような貸し借りは、不当取引のリスクを招くと思われる。注意が必要である。	今後同様の業務があれば(指摘の業務については17年度のみの特異な業務である)、県としての基本設計図書の作成については、基本設計を外部発注するなど不当取引のリスクを招かないように対応することとしている。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	県民文化会館管理業務	教育委員会	文化振興課	指定管理者となった財団法人愛媛県文化振興財団は、個別の企業や大学への誘致活動や市民参加型イベント等についての方針を明確に示しているが、指定管理者の公の施設の管理の検証として、それらの取り組みがどの程度できているかについて行っていただきたい。	誘地活動については、随時、県内外の企業、団体、大学等に会館の利用案内を送付するなど新規顧客の掘り起こしの経営努力を行っており、指定管理者への年2回の定期モニタリングにより、施設管理運営状況等を検証し、誘致活動の成果をあげていることを確認している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	総合科学博物館(浄化槽設備保守点検)	教育委員会	生涯学習課	予定価格算定の基礎としている「浄化槽保守点検標準料金精算表」の内容を精査し、当総合科学博物館の浄化槽の現実に応じた方法、計算を検討すべきと思われる。	経費圧縮を図るため予定価格積算において、毎年内容を精査しており、浄化槽の規模からすると限界に来ていると思われるが、引き続き内容を精査し予定価格を設定することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	総合科学博物館(空調設備保守点検)	教育委員会	生涯学習課	形式上の書式に基づく報告はあるが、業者の点検結果を査定し、フォローした実質的な検証を示す証拠がない。少なくとも検査結果を業者が示したときに、これに立ち会った者がその内容を確かめて納得したことがわかるようサイン等をするなどして、実質的な検証がわかる資料を残すべきである。	立会い担当者が、保守点検報告書に確認内容を簡潔に記述することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	総合科学博物館(警備業務)	教育委員会	生涯学習課	形式上の書式に基づく報告はあるが、業者の業務日誌の記載が形式的すぎる。日々の警備の中で些細なこと、何かあるはずであり、これをきちんと書いてもらうよう指導することが大きな問題等を未然に防ぐことになるはずである。	些細なことでも記入するよう指導し実施している。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	総合科学博物館(清掃業務)	教育委員会	生涯学習課	年度によって予定価格の算出方法が変遷している。愛媛県全体で清掃業務の委託は他の施設においても、又他の部においても多くあるが情報の共有化、効率的な業務委託、コスト圧縮ということについての対応が甚だ不十分といわざるを得ない。	予定価格算定に当たって、他機関の実施内容等を参考にし、経費の圧縮を図ることとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	総合科学博物館(プラネタリウム棟外壁等洗浄)	教育委員会	生涯学習課	再委託は原則禁止であるが、書面による申出のある場合は協議の上許可しているとのことであるが、具体的にその再委託料を把握しておくべきである。	平成18年度から予算削減のため本委託業務は取り止めているが、再開する場合は、具体的な再委託料を把握しておくこととする。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(展示品等保守点検)	教育委員会	生涯学習課	過年度契約内容を見ると、平成14年度の1社随意契約から平成15年度からの入札制度導入によるコスト低減効果が著しいことは注目できる。これは入札制度導入によるコスト低減効果が明らかな事例と言える。一般競争入札とすべきである。	19年度から一般競争入札で実施済み。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(「上黒岩岩陰遺跡とその時代」展示図録作成業務)	教育委員会	生涯学習課	予定価格算出の実際が不透明である。「費用一式 × ×円」のような漠然とした計算資料しかないが、業者から見積もりを取って、そのまま転記したような感じを受ける。少なくとも用紙代などは単価と数量から積算できるはずである。またその他の項目についても、その数字の根拠を明示してもらいたい。その業務を外部に委託するのであるから「業者よりもその業務の内容を熟知し、現場を理解し、コスト計算をできるようにしておかなければならない。」是非とも、業務内容を勉強、理解していただきたい。	今後は積算基礎資料を明確にし、添付のうえ執行することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(「愛媛の祭りと芸能」マルチビジョン映像施設の更新等)	教育委員会	生涯学習課	4社の応札の結果落札されたが、落札率は100%となった。また奇しくも、予定価格算定基礎として見積もりを取った削除社が落札している。その業務を外部に委託するのであるから「業者よりもその業務の内容を熟知し、現場を理解し、コスト計算をできるようにしておかなければならない。」是非とも、業務内容を勉強、理解していただきたい。	特殊な業務であり、過去の実施事例もあまりないものであり、情報の収集先は、同業務を行える業者間に限られるが、予定価格の積算基礎に徴収する見積についても複数業者から徴収のうえ、予定価格の参考積算とするなど、特定業者のみの見積による予定価格積算はしないようにし、業務内容の理解に努めることとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(空調設備保守業務)	教育委員会	生涯学習課	予定価格の算定について、専門性があるとして具体的な積算がなされていない。これは、県が積算の基準を明確に定めていないことに原因があると思われる。予定価格の設定は、適切な標準計算のもとに作成される必要がある。より妥当な価格の積算が実施可能となるように、県は早急に基準を設定すべきである。	県による算定基準の作成は難しいと思われるが、今後は、業者見積りに併せて、人役等の積算方法も取り入れ算出するなどしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(警備業務)	教育委員会	生涯学習課	愛媛県が、積算の明確な基準を作成していないため、担当者は予算算定の際に全国の実態調査に基づく「積算資料」を参考としている。県は、適切な予算算定の基準を明確にしなければならない。	警備員単価の積算として、全国的に使用されている資料であり、特に問題はないと考えるが、引き続き適切な算定基準で積算することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(照明盤保守業務)	教育委員会	生涯学習課	定期点検は、照明盤の保守、プログラム内容の検討等が中心であるが、年1回行なわれるが1人で1日の作業であり、業者は、技術料と主張しているようであるが業務内容に比し契約額が高額であると思われる。県外も含め他の業者および直接メーカーに見積を取るなどして、適切な単価による契約が行なわれるように努力すべきである。	業務内容は、年1回のみでなく、停電時の対応等定期点検以外の対応もしており、緊急時における緊急時対応も含んでいる。 19年度は一般競争入札で実施したが、参加業者は従前からの業者1社のみ。 特殊な技術的業務については、競争原理が働かにくい場合もあり、やむを得ない面はあるが、引き続き一般競争入札を実施していくこととしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	意見	愛媛県 の 行った業務 委託契約に ついて	歴史文化博 物館(体験資 料作成)	教育委員 会	生涯学習 課	予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。	今後は、算出経緯がわかる積算基礎資料を添付することとする。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県 の 行った業務 委託契約に ついて	歴史文化博 物館(映像シ ステム作成)	教育委員 会	生涯学習 課	検収は担当学芸員によってなされているが、学芸員の検証結果がわかる資料が不十分であるとともに、このようなソフトの納品については、特定の1人の学芸員に判断させるのではなく、上位者もレビューにはいるべきである。又その上位者レビュー結果がわかるようにしておく必要がある。	従来から検収調査は館長まで決裁しており、上位者もその結果を把握していたが、今後同規模の業務については、何名かで検収にあたることとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県 の 行った業務 委託契約に ついて	歴史文化博 物館(映像シ ステム作成)	教育委員 会	生涯学習 課	予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。	今後は、算出経緯がわかる積算基礎資料や予定価格の積算基礎資料を添付することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県 の 行った業務 委託契約に ついて	歴史文化博 物館(映像シ ステム作成)	教育委員 会	生涯学習 課	業務の性質上、指名競争入札をするにしても指名業者選択について透明性が必要である。	今後は、同規模の同様業務を一般競争入札において執行することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
H18	意見	愛媛県 の 行った業務 委託契約に ついて	歴史文化博 物館(借用資 料等運送)	教育委員 会	生涯学習 課	予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。	予定価格の算出は、過去の事例を参考に積算したもので、算出資料等積算基礎を添付のうえ執行することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。